

**改正**

平成10年4月1日

平成15年6月6日

平成20年6月3日

平成21年6月2日

平成22年6月1日

平成25年4月1日

平成28年4月1日

令和7年6月1日

令和8年4月1日

輔仁会激励金に関する申し合わせ

- 1 激励金は、運動部系、文化部系を問わず地方予選を勝ち抜き、全国大会に出場した者が所属する部、同好会、愛好会（以下「部」という。）に対し、出場者数分（1名につき5,000円）を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、地方予選に相当する大会がなく、全国大会内で予選及び本選が行われ、予選を勝ち抜き、かつ、本選に出場した場合は、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、大会主催者等から、過去の実績等により全国大会出場相当の実力があると認められ、地方予選を経ずに全国大会に出場した場合は、第1項の規定を準用する。
- 4 「出場者」には、補欠として遠征する選手と、当該大会出場に伴う業務のため同行するマネージャーも含まれる。
- 5 交付された激励金の用途は、部の判断に委ねる。
- 6 交付要件を満たす部は、大会終了後、その結果を所定の様式とともに根拠資料を添付の上、取扱窓口（大学においては学生課、各科においては事務室）を通し総務部総務課に願い出る。
- 7 全国大会入賞者（3位以内）には、その所属する部に対し、輔仁会特別賞として優勝30,000円、準優勝20,000円、第3位10,000円を交付する。
- 8 全国大会を勝ち抜き、国際大会に出場した場合は、その所属する部に対し、激励金を1名につき10,000円、また、親善試合のみ行われる場合は、1名につき8,000円を交付する。ただし、いずれの場合も10名分を限度とする。

9 国際大会入賞者（3位以内）には、所属する部に対し、輔仁会特別賞として優勝50,000円、準優勝30,000円、第3位20,000円を交付する。

10 この申し合わせの改正は、輔仁会理事会の議を経るものとする。

**附 則**

この申し合わせは、平成元年6月2日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、平成15年6月6日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、平成20年6月3日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、平成21年6月2日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、平成22年6月1日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、令和7年6月1日から施行する。

**附 則**

この申し合わせは、令和8年4月1日から施行する。